

特集にあたって

吉富 康成（京都府立大学）

平成 27 年 9 月 3 日、改正個人情報保護法と改正マイナンバー法が成立した。個人情報保護法は平成 17 年の全面施行後、初めての大きな改正である。この改正法は、「ビッグデータ」の有効活用を可能にすることを目指している。データサイエンスの領域から、匿名加工情報の利用等を通じたビジネスチャンスが生まれることが期待されている。その反面、プライバシー保護に対する安心を担保できるかについて、国民的なコンセンサスの醸成が必要と思われる。このような状況を鑑み、改正個人情報保護法と改正マイナンバー法を俯瞰し、データサイエンスの新時代の息吹を起す契機となることを目指して、平成 27 年 11 月 14 日（土）に京都で、「個人情報保護法の改正とデータサイエンスの新潮流」をテーマに関西支部主催のシンポジウムを開催した。

本特集は、上記シンポジウムにて行われた 4 件の講演に基づく解説と新たに追加された 2 本の解説から構成されている。

岡村久道氏（英知法律事務所、国立情報学研究所客員教授）による「個人情報保護法の改正とデータを用いた学術研究」では、個人情報保護法制の概要、学術研究等との調和、要配慮個人情報の概念、グローバル化への対応、匿名加工情報制度の新設の影響、個別分野ごとでの公益的利用を目的とした特別法の制定の必要性等について解説いただいた。

佐藤一郎氏（国立情報学研究所）による「パーソナルデータの保護と利活用—改正個人情報保護法とその影響—」では、個人情報保護法の改正概要、個人情報に関する第三者委員会の設置、この改正法の 3 年ごとの見直し、大学や公的研究所で、パーソナルデータを扱う方々への注意点、政令依存等について解説いただいた。

黒田知宏氏、齊藤永氏、加藤源太氏、田村寛氏（京都大学）による「医療情報学における個人情報保護法改正の影響」では、改正個人情報保護法の下で新たに受ける制約、負担、個別法との関わり、および、医療情報の収集と利活用を可能にする仕組みの確保の必要

性、包括的な立法の検討の必要性、国外の状況等について解説いただいた。

村下公一氏（弘前大学）による「健康ビッグデータ解析による認知症等疾患予兆発見と予防法開発への取組」では、弘前大学が拠点となって取り組んでいる国家プロジェクト（COI）における、改正個人情報保護法に対する対応も含めた、健康ビッグデータの活用方向、疾患の予兆発見法や予防法の開発等について解説いただいた。

千田浩司氏（日本電信電話株式会社）による「個人特定のリスクを低減させる匿名化技術」では、古典的な匿名化では守れない個人特定やプライバシー侵害のリスク、個人特定のリスクを低減させる匿名化技術とその課題、「匿名加工」の方法を改正個人情報保護法の施行までに定めるとされている点等について解説いただいた。

石田基広氏（徳島大学）による「オープンデータとデータ解析環境の現在—RStudio と API—」では、データサイエンスの分野で近年広がってきた Reproducible Research という考え、行政府等で公開されてきたオープンデータの動向、ユーザへのハードルが下がってきたデータ解析環境（RStudio, API 等）等について解説いただいた。

本特集の企画にあたっては、本学会のホームページに記載された「オペレーションズ・リサーチとは」の記述における結び「人間社会で使われることのない OR は意味がありません。みなさん、OR は実学です。」を意識した。個人情報を「ビッグデータ」に組み込み社会に役立つビジネスに結び付けるには、法律、技術、経営に留まらず、人権、死生観までも鑑みる必要が生じる。「実学」とされる OR は、このような新領域の担い手になりうると期待してやまない。

記事の筆者の方々は、各方面でご活躍されている精鋭ぞろいである。ご多忙の中、時間を割いていただき、執筆いただいたことに心から感謝いたします。そして、本特集が、それぞれの立場で、データサイエンスの新潮流に関わる一助となれば幸いです。